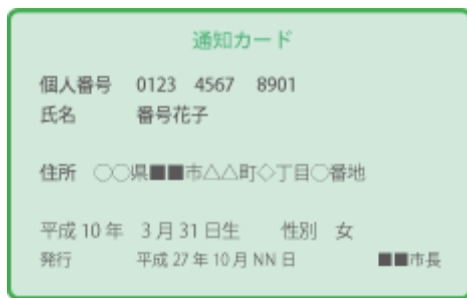


マイナンバー通知カードの廃止のお知らせ

通知カード廃止について

マイナンバー通知カードは、令和2年5月25日（予定）に廃止される見通しです。廃止後は、通知カードの再交付申請や住所・氏名等の記載事項変更の手続きができなくなります。

通知カードの再交付や転入、婚姻などで住所や氏名の記載事項の変更を行う必要がある方は、廃止前に手続きを行ってください。



通知カードイメージ

通知カード廃止後のマイナンバーを証明する書類について

現在通知カードをお持ちの方は、住所や氏名等に変更がない限り、引き続き利用することができます。通知カードの記載事項が最新でない方や通知カードをお持ちでない方につきましては、マイナンバーを証明するためには、マイナンバーカードを取得していただくか、マイナンバー入りの住民票を取得していただく必要があります。

【お問い合わせ先】

神戸町役場 住民保険課 住民係
電話:0584-27-0174(課直通)